

掛川市告示第39号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託した。

平成28年3月30日

掛川市長 松井三郎

1 委託先

名 称	所 在 地
株式会社これっしかどころ	掛川市南一丁目1番1号
公益社団法人大日本報徳社	掛川市掛川1176番地
株式会社 時之栖	御殿場市神山719番地

2 委託した物品売払代金

委託先において販売する書籍「なるほどなっとく金次郎さん」の売払代金

3 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで